

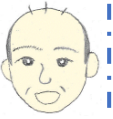
みやスポカル通信

第7号

宇都宮市教育委員会学校健康課 Email bukatsu@city.utsunomiya.tochigi.jp TEL 028-632-2756

教育委員会から

市の広報紙12月号に特集ページを掲載し、広く一般に地域展開の方向性を周知しました。11月の小学校長会研修会、先月の市P連会長会（小中学校のPTA会長の集まり）と、中学校以外にも地域展開の現状と今後の進め方を伝えています。これまで以上に学校外での理解が進んできていますので、この機会に、生徒や保護者、地域の方との意見交換を進めてみてください。



さて、「文化部の地域展開は難しい」この言葉は、地域展開について検討が始まったところから言われていたことです。確かに、市内でこれまでに23の地域クラブが結成されましたが、ほとんど運動部に関するものでした。しかし、文化部が全く進んでいないかというところではありません。例えば、吹奏楽では第4号でも紹介した「一条中と旭中の合同バンド」をはじめ、複数の学校で地域展開を検討しています。また、特に部員数の減少が顕著な合唱や演劇でも、合同化や地域クラブ化の方法について模索を始めています。

Q & A 詳報

Q. 地域クラブ指導者は、無償で指導に当たるのですか？

現在、移行後の地域クラブに対し、市が指導者謝金の補助をしています。令和7年度は、指導者一人1回の指導に当たり2,500円、年間50回、1クラブ2名分を上限としています。令和8年度以降は、国・県の補助制度の状況や、受益者負担等を総合的に検討して決定する予定です。

これまでに誕生した23の地域クラブのうち14クラブは、市の補助金に1回あたり500円を乗せて3,000円を謝金としています。保護者会費等をやり繰りして、年間50,000円を準備していることとなります。地域クラブ指導者となった教員や地域指導者からは、「これまでより待遇がよくなった」と、好評です。

Q. 教職員が地域クラブの指導者として指導に当たる場合、報酬は受け取れますか？

本市が想定している指導者謝金は、「実費弁償（交通費、弁当代、使った道具の損耗代等）」としてのものです。つまり、指導自体はボランティアであり、労働に対する対価を報酬として受け取るものではないため、公務員でも兼職・兼業許可を受けずに指導に当たることができます。

例えば、「労働の対価」として報酬を受け取る場合は、兼職・兼業届を市教委に提出し、承認を受ける必要があります。その場合、「教育公務員として妥当な内容か」、「1週間の時間外在校時間の状況は適切か」などが判断材料になります。謝金、報酬、いずれの場合も、勤務校の校長により服務監督を受けているので、本来業務に支障がある場合は校長から指導を受けることがあります。

図説・活動紹介

ほうけんかい
宝木文化スポーツクラブ 宝剣会

平日の指導は教員が、休日は教士七段の地域指導者が中心となり指導を行い、生徒は様々な稽古法やアドバイスを受けることができます。また、練習試合等においても男女それぞれのチームに指導者が付くことで、より効果的な指導ができます。その成果として技術面の向上はもちろん、生徒の意欲の向上につながっています。

次年度は、地域指導者のみで休日の運営が可能となるよう準備を進めています。これから他の中学校生徒や地域の子どもたちにも参加していただき、地域の剣道がより盛り上っていくことが願いです。

関関者の声

うえの ひろひさ
地域クラブ指導者 上野 裕久さん

令和2年度から宝木中学校剣道部の部活動地域指導者を務めており、今年度、地域クラブ指導者と立場が変わりました。

技術面の指導のみでなく、運営や安全管理等にもより責任をもって取り組む必要がありましたが、学校側と連携を図り、スムーズにやってくることができました。また、剣道に真摯に打ち込む生徒の姿に指導のやりがいを感じ、稽古にも熱が入りました。

卒業生の稽古参加もあり、地域クラブ活動としての雰囲気醸成されつつあります。今後も地域の子どもたちのために尽力していきたいと思えます。

コーディネーターのつぶやき 宝剣会は教員と地域指導者の2人が核となって誕生した地域クラブ。PTAが「宝木文化スポーツクラブ」を立ち上げ、運営団体の役割を担っている。他校でも同様のケースが増えそうだ。



地域クラブ指導者
を集めよう 登録
はコチラから ▶

